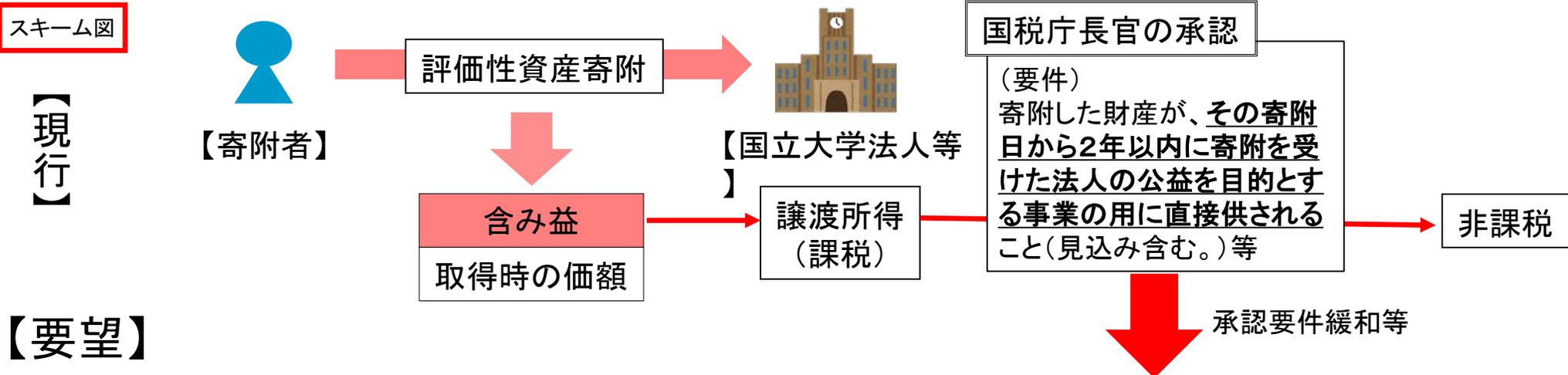


平成30年度税制改正要望内容

国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人(以下「国立大学法人等」という。)に評価性資産(土地など)の寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税の非課税措置を受けるためには、「寄附日より2年以内に法人の公益目的事業の用に寄附財産が直接供される」ことについて国税庁長官の承認が必要という要件が存する。この要件について、寄附された資産等が公益目的事業に用いられることが担保されている場合には、みなし譲渡所得税を非課税とするよう国税庁長官の承認要件の緩和等を認めていただきたい。



国立大学法人等が、公益目的事業の用に供することを担保することで、国税庁長官による非課税承認を得る。
(なお、学校法人等においては当該承認要件を緩和する特例が既に措置済)

背景・現状

- 国立大学法人等が、自らの強み・特色を生かした教育研究活動を実施する上での財源を確保する方策として、「寄附」は重要な手段の一つ。
- 非課税措置を受けるために必要な「2年以内に直接公益事業目的の用に供される」という要件により、国立大学法人等が寄付受け入れに慎重となり、その間に寄附者より寄附の提案を取り下げるケースがあるとの指摘。

目標・効果

個人からの評価性資産の寄附を促進し、国立大学法人等の経営基盤の強化及び教育研究活動の活性化を図る。

「経済・財政再生計画 改革工程表」の進捗状況について

②民間資金の導入促進

iv マッチングプランナー制度の活用推進

①これまでの進捗状況

- 地域の企業ニーズと、全国の技術シーズをマッチングプランナーが結びつけることを通じて、企業と大学との共同研究から事業化を目指し展開を支援することで、地域科学技術イノベーションの創出に向けて、平成27年4月よりマッチングプランナープログラムを開始。
- マッチングプランナープログラムにおける採択件数は平成27年度～29年度において757課題であり、KPIの達成に向けて現在実施中。

◆KPIの進捗状況【2018年度 600件】【2020年度 1000件】

地域の企業ニーズと大学等の技術シーズとのマッチングによる
共同研究件数 指標:169件※¹(第1回採択分)

※¹支援を受けた課題のうち、事後評価において実用化に向けた次の研究開発フェーズに進むための十分な成果が得られた、という計測値をもって見える化

	採択件数 (応募件数)
第1回採択	260課題 (1, 133課題)
第2回採択	106課題 (308課題)
第3回採択	255課題 (647課題)
第4回採択	136課題 (1, 132課題)
合計	757課題 (3, 220課題)

②今後の進展について

- 第3回採択分まで実施期間満了(平成29年3月末)以降、順次事後評価を実施し、KPIの達成度合を確認するとともに、次の研究フェーズに進むための十分な成果が得られた課題については、継続的フォローアップを実施予定。
- 平成30年度概算要求においては、マッチングプランナー制度を研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)に組み込み、全国の大学等の基礎研究成果を基に社会実装に結び付けるべく、プログラム再構成予定。

概要

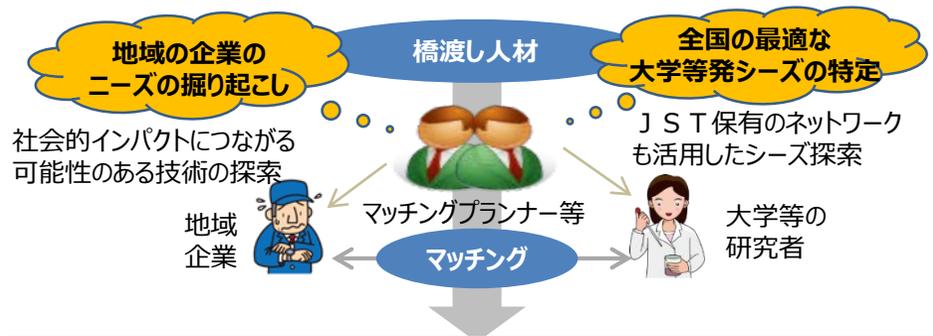
JSTのネットワークを活用し、企業ニーズの解決等に向けて全国の大学等発シーズと地域の企業ニーズとをマッチングプランナー等の橋渡し人材が結びつけ、初期的な研究開発費等を支援する。その際、マッチングプランナーは有力なコア技術のスケールアップに向けた概念実証も含め、共同研究から事業化等に向けた取組に対する評価・分析等を実施する。

科学技術イノベーション総合戦略2016 (平成28年5月24日閣議決定)

中小企業のニーズを掘り起こし、大学等の知的財産や技術シーズとのマッチングを進めるとともに、大学や企業等が保有する知的財産の利活用を促進する。

マッチング等の仕組み

- 地域企業のニーズと全国の大学等のシーズを、マッチングプランナーが広域のネットワークを生かし、最適なマッチングを実施。
- マッチングされたプロジェクトについては、審査を踏まえ事業化に向けた初期的費用を支援。
- 有望な研究成果等については、研究成果等の評価・分析等を通じて、スケールアップや新たな企業等とのマッチング、商品開発、事業化等を目指す段階までを支援。



支援概要	
目的	企業ニーズの解決にも資するコア技術の創出 (地域企業のニーズと全国の大学等シーズとの最適マッチング)
申請要件	橋渡し人材等の支援のもと課題を提案
基準額	300万円程度 / 1年度
支援対象	大学等

支援実績と成果例

事業を開始した平成27年度から、平成28年度までに621件を採択。
 ※事業期間は最長1年間。

採択回	応募件数	採択件数
第1回	1,133件	260件
第2回	308件	106件
第3回	647件	255件

<成果例> 脳深部用極微細内視鏡イメージングシステムの開発 (東北大学)

従来大型・高価だった脳内イメージング装置について、大学の有する脳内イメージングシステムを企業と共同で機器間の結合効率を向上させることで、安価・小型化を達成。可搬性の付与により、検査範囲も拡大。



試作品製作まで達成。今後は、**量産化に向けた試作機の検証を行う実証段階へ。**

「経済・財政再生計画 改革工程表」の進捗状況について

②民間資金の導入促進

v 国立大学法人に対する寄附金

①これまでの進捗状況

- 平成28年度税制改正により、国立大学法人等が行う学生の修学支援に係る事業への個人からの寄附について、税額控除と所得控除の選択制を導入。
- 寄附金等外部資金活用促進経費を国立大学法人運営費交付金内に設ける(いわゆるファンドレイザーの雇用に措置)(平成27年度より予算措置)
- 寄附金等外部資金活用促進経費措置大学(40大学)では、ファンドレイザー等専門スタッフを雇用

◆KPIの進捗状況

国立大学における寄附金受入額(2014年度:約729億円):約864億円(2016年度)(2014年度比1.19倍)

【2018年度 2014年度比1.2倍】【2020年度 2014年度比1.3倍】

②今後の進展について

- 平成30年度概算要求においても、国立大学法人運営費交付金において寄附金等外部資金活用促進経費を計上。
- 国立大学法人等に対する評価性資産の寄附に係る税制改正を要望(平成30年度税制改正要望)。【再掲】

「経済・財政再生計画 改革工程表」の進捗状況について

③予算の質の向上・重点化

i 大学改革と競争的研究費改革の一体的推進

(大学改革の主な取組)

①これまでの進捗状況

- ・「国立大学経営力戦略」に基づき、第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金において、学長のリーダーシップを予算面で発揮し、組織の自己改革や新陳代謝を進めるため、教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進する仕組みとして「学長の裁量による経費」を区分。
- ・文部科学大臣が、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができることとするとともに、指定国立大学法人に関し、その研究成果を活用する事業者への出資、中期目標に関する特例について定めること等を内容とする国立大学法人法の一部を改正する法律の成立(平成29年4月1日施行)。平成29年6月30日に東北大学、東京大学、京都大学の3大学を指定。
- ・卓越研究員制度について、初年度の平成28年度は87名を卓越研究員に決定し、本制度を通じて少なくとも119名の若手研究者に安定かつ自立的な研究環境を創出(H29.4.1時点)。平成29年度も引き続き実施。
- ・世界最高水準の教育力と研究力を結集した「卓越大学院プログラム」の在り方に関して、産学官からなる有識者会議で取りまとめられた「卓越大学院(仮称)構想に関する基本的な考え方」(平成28年4月)を元に進められている具体的な事業設計の議論について、「卓越大学院プログラム 公募の方向性について—中間報告—」(平成29年10月)として公表した。

◆KPIの進捗状況

公募時の卓越研究員予定人数に対する申請者の割合:5.66倍(2016年度)

【2018年度 3倍以上】【2020年度 3倍以上】

②今後の進展について

- ・ 東京工業大学、一橋大学、名古屋大学、大阪大学の4大学を将来の指定に向けた「指定候補」として取り扱うこととし、条件が整った場合には平成29年度末を目途に再度の審査を予定。
- ・ 卓越研究員制度については、本年度は7月より、大学等の研究機関と若手研究者との間で調整が行われており、調整が完了した者について、順次、卓越研究員に決定。また、当該制度にかかる経費について、平成30年度概算要求において20億円を計上。
- ・ 平成30年度概算要求において、「卓越大学院プログラム」を本格実施するために必要な経費として100億円を計上。(新規)
- ・ 引き続き「卓越大学院プログラム」の詳細について検討し、公募の方向性についての最終的な案を年内に取りまとめ、公表予定。

指定国立大学法人制度について

1. 制度の趣旨

国立大学法人法の一部を改正する法律（平成28年法律第38号）により、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を指定国立大学法人として指定することができることとともに、指定国立大学法人に関し、その研究成果を活用する事業者への出資、中期目標に関する特例について定めることとした。

2. 指定国立大学法人とは

- (1) 指定に当たっては、優秀な人材を引きつけ、研究力の強化を図り、社会からの評価と支援を得るという好循環を実現する戦略性と実効性を持った取組を提示でき、かつ自らが定める期間の中で、確実な実行を行いうる大学に限り指定する。指定国立大学法人に申請する大学は、現在の人的・物的リソースの分析と、今後想定される経済的・社会的環境の変化を踏まえ、大学の将来構想とその構想を実現するための道筋及び必要な期間を明確化することが求められる。また、指定された大学には、社会や経済の発展に与えた影響と取組の具体的成果を積極的に発信し、国立大学改革の推進役としての役割を果たすことが期待される。
- (2) 指定国立大学法人に申請する大学は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していくことを求める。このため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していることを確認することとし、それぞれの領域において要件を満たしていることを申請の要件として公募。

3. 審査スケジュール

指定国立大学法人を指定するための審査は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会（「国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会」）による書面審査、ヒアリング審査及び現地視察によって行い、文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴いて指定。

平成28年11月30日 公募開始
平成29年 3月31日 各大学からの申請〆切（7大学から申請受付）
5月29日～指定国立大学法人部会における指定についての審査（ヒアリング審査及び現地視察）
6月30日 3大学を指定国立大学法人に指定

4. 指定について

以下の3大学を指定。

- ・国立大学法人東北大学
- ・国立大学法人東京大学
- ・国立大学法人京都大学

次の4大学については、将来の指定に向けた「指定候補」として取り扱うこととし、条件が整った場合には平成29年度末を目途に再度の審査を予定。

- ・国立大学法人東京工業大学
- ・国立大学法人一橋大学
- ・国立大学法人名古屋大学
- ・国立大学法人大阪大学